

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認め、これを受理した。本件審査の申立ての審理に当たっては、町委員会からは、本件審査の申立てに対する弁明書、申立人からは反論書の提出を受け、慎重に審理した。

ところで、公職選挙法(以下「法」という。)第 2 0 5 条第 1 項の規定によれば、選挙が無効とされるのは、選挙の規定に違反することがあり、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

ここでいう「選挙の規定に違反する」とは、主として選挙の管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、または直接そのような明文の規定はなくとも選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害された場合を指す」とものと解されている。(昭和 6 1 年 2 月 1 8 日最高裁判決)。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、その規定違反がなかったならば、選挙結果につき、あるいは異なった結果を生じたかもしれないと客観的に認められる場合をいう」とものとされている。(昭和 2 9 年 9 月 2 4 日最高裁判決)。

このような観点から、申立人の主張について順次検討する。

1 申立理由 1 について

本件選挙において、町選管の使用したスタンプは使用方法がわかりにくく、キャップを付けたまま投票した人がいることは、公職選挙法第 1 条の規定に違反するという主張であるよううかがえるが、まず、本条は、公職選挙法の目的を規定した条文であり、管理執行の手續に関する明文ではない。

よって、申立人は、公職選挙法のどの管理執行の手續に関する明文の規定に違反すると主張しているのか定かではないので、当委員会は選挙の自由公正の原則に著しく違反したかどうかを中心に検討する。

選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたかについては、西合志町長選挙の選挙録による開票結果から客観的に検討する。

記号式投票総数 1 3, 3 2 0 票のうち、有効投票は 1 3, 2 0 5 票、無効投票は 1 1 5 票であり、この無効投票の内訳は、白紙投票が 9 2 票、2 人以上の候補者に対して○の記号を記載したものが 1 4 票、候補者のいずれかに対して○の記号を記載したか確認し難いものが 9 票であった。

つまり、白紙投票の 9 2 票を除く 1 3, 2 2 8 票 (9 9. 3 1 %) は、スタンプのキャップを正常に外して印を付けたことを証明しており、白紙投票の全てがスタンプの使用方法がわかりにくかったことに起因するとしても、9 9 % 以上の投票者が正常に投票できた点を考えると、選挙人として通常の注意を払えば投票できたということにほかならず、選挙の自由公正の原則を著しく阻害したとは認められない。

なお、キャップを付けたまま使用し白紙の投票をした選挙人が仮にいたとしても、選挙人としては、○の印が付いたか確認して投函すべきであり、スタンプの使用方法が不明であれば周囲の事務従事者に確認すべきことを相当とする。

また、1 の (1) から (3) までの内容が申立人の主張するとおりであったとしても、上記認定を左右するものではない。

したがって、本件選挙は、選挙の規定に違反しているものではないというべきである。

2 申立理由 2 について

上述のとおり、本件選挙は選挙の規定に違反していない。

したがって申立理由 2 については検討するまでもなく、本件選挙が無効であるとする申立人の主張は理由がないと判断するものであるが、申立人は白紙投票の多さを問題としているので、この点について論ずることとする。

本件選挙において、スタンプの使用方法がわからないまま白紙投票を投じざるを得なかったとするならば、確かに白紙投票の数が客観的に多いはずである。

弁明書、反論書によれば、平成 11、12 年の知事選挙と比較しての白紙投票率の割合の高低が争点となっている。

白紙投票率（記号式白紙投票数を全記号式投票数で除した数値）で比較すると、平成 11 年知事選が 1.02、平成 12 年知事選が 0.58、本件選挙が 0.69 と僅差であり、高いとは言えない。

また、県全体の知事選の白紙投票率は平成 11 年が 1.08、平成 12 年が 0.54 である。

これらともに僅差であることを考えると知事選と比較して本件選挙の白紙投票率が高いとは言えない。

ただし、白紙投票というのは、通常、候補者数、候補者の顔ぶれなどにより、若干変動する要素のものである。

そこで、当委員会は本件選挙における記号式投票の白紙投票率と自書式投票（不在者投票）の白紙投票率を比較することにした。

すなわち、争いとなっているのはスタンプを使用した投票日当日の記号式投票で、不在者投票の自書式投票はスタンプを使用していないことから争いになっていない。よって、この 2 つの比較により白紙投票率の高低を明らかにしたい。

この数値によれば、自書式投票（不在者投票）の白紙投票率は、1.18 で記号式投票の 0.69 より高い。よって、総括すると、白紙投票の数が多いという申立人の主張は認められない。

3 申立理由 3 について

一般に、選挙の投票全般の公正を疑わせる事由が選挙無効原因に当たり、個々の投票の効力、帰属を左右する事由が当選無効原因に当たると解されている。（平成 4 年 12 月 17 日名古屋高裁判決）。

申立人の主張するように無効票の判定手続に瑕疵があるとしても、それは当選無効原因にすぎず、選挙無効原因には当たらない。

したがって、申立人の主張には理由がない。

以上審査の結果、本件選挙は、9 票差という僅差であるが、選挙が無効とされるのは、票差にかかわらず、選挙の規定に違反することが要件の一つであるので、選挙の規定に違反したと認められない以上、本件選挙を無効とすべき理由はない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成 14 年 5 月 20 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治